

令和2年第1回

福岡地区水道企業団議定会議録
(定例会)

令和2年 2月3日(開会)
2月4日(閉会)

令和 2 年第 1 回定例会目次

2 月 3 日（月曜日）第 1 日

	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員（14 名）	1
欠席議員（1 名）	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会（午後 2 時 3 0 分）	
○会議録署名議員の指名	2
休憩（午後 2 時 3 1 分）	2
開議（午後 2 時 3 9 分）	2
○会期決定の件	2
○議案第 1 号ないし議案第 4 号	
提案理由の説明	
企業長（諫山 和仁）	3
質疑及び答弁	
7 番（堀内 徹夫）	5
総務部長（池見 雅彦）	7
施設部長（宮崎 幸雄）	8
7 番（堀内 徹夫）	9
施設部長（宮崎 幸雄）	12
7 番（堀内 徹夫）	13
企業長（諫山 和仁）	15
条例予算特別委員会の設置・付託	16
散会（午後 3 時 3 0 分）	17

令和2年第1回定例会目次

2月4日（火曜日）第2日

ページ

議事日程	18
本日の会議に付した事件	18
出席議員（15名）	18
欠席議員（0名）	18
説明のため出席した者	18
職務のため出席した事務局職員	19
開議（午後0時45分）	
○議案第1号ないし議案第4号	
委員長報告	
条例予算特別委員会委員長（田中 しんすけ）	19
採決	19
閉会（午後0時50分）	21
委員会審査報告書	22

(第 1 日)

令和 2 年 2 月 3 日 (月)

令和 2 年 第 1 回 福岡 地区 水道 企業 団 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

2 月 3 日 午後 2 時 3 0 分 開 議

- 第 1 会期決定の件
- 第 2 議案第 1 号 令和元年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案
(第 2 号)
- 第 3 議案第 2 号 令和 2 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案
- 第 4 議案第 3 号 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例案
- 第 5 議案第 4 号 福岡地区水道企業団議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に
関する条例の一部を改正する条例案

本日の会議に付した事件

- 1 日程第 1
- 2 日程第 2 ないし日程第 5

出 席 議 員 (1 4 名)

1 番	伊	藤	嘉	人
2 番	今	林	ひ	であき
3 番	松	野		隆
4 番	高	木	勝	利
5 番	田	中	し	んすけ
6 番	田	中	た	かし
7 番	堀	内	徹	夫
8 番	藤	本	頭	憲
9 番	森		あ	やこ
1 0 番	高	原	良	視
1 1 番	江	頭	大	助
1 2 番	古	賀	ひ	ろ子
1 3 番	丸	山	真	智子
1 5 番	田	原	耕	一

(第 1 日)

欠 席 議 員 (1 名)

1 4 番 花 田 鷹 人

説明のため出席した者

企 業 長	諫 山 和 仁
副 企 業 長	橋 本 淳
総 務 部 長	池 見 雅 彦
施 設 部 長	宮 崎 幸 雄

職務のため出席した事務局職員

議会事務局次長	靱 井 功 二
書 記	御 幡 弘 信

午後 2 時 30 分 開会

○議長（伊藤 嘉人） ただいまから令和 2 年第 1 回福岡地区水道企業団議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員に田中たかし議員、丸山真智子議員を指名いたします。

次に、報告第 1 号として、令和元年度定期監査結果報告書が監査委員から提出されましたので、その写しを、去る 1 月 27 日、お手元に送付いたしております。

以上で報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

議案の審査方法その他の協議のため、直ちに全員協議会を開きますので、議員の皆さんは委員会室にお入りください。

午後 2 時 31 分 休憩

(休 憩)

午後 2 時 39 分 開議

○議長（伊藤 嘉人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から明 4 日までの 2 日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤 嘉人） 御異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定いたしました。

次に、日程第2ないし日程第5、以上4件を一括して議題といたします。

この際、企業長から提案理由の説明を求めます。諫山企業長。

○企業長（諫山 和仁） 議員の皆様には、平素より企業団の事業運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、令和2年第1回定例会に提案しております議案の御審議をお願いするに当たり、最初に企業団の運営方針及び重点施策について御説明いたします。

企業団の使命は、安全で安心な水道用水を安定的に供給することにあります。

これを踏まえ、企業団の運営方針及び重点施策について御説明いたします。

まず、用水供給事業につきましては、企業団の安定的な経営に資するため、河川の流況に応じて海水淡水化センターの運転水量を調整する効率的な水運用に努めております。

用水供給料金につきましては、構成団体の皆様の負担軽減を図るため、企業団の財政基盤の強化、安定化を図りつつ、引き続き計画どおり減免を実施してまいります。

企業団の重点施策のうち、施設の改良・更新につきましては、牛頸浄水場等の設備更新を計画的に進めるとともに、海水淡水化センターの設備更新の方向性を検討してまいります。

また、管路の耐震化として、警固断層対策や下原系・夫婦石系幹線整備を推進するとともに、独立行政法人水資源機構が福岡導水施設地震対策事業を実施することから、その費用の一部を負担し、災害や事故に強い管路整備を実施してまいります。

なお、五ヶ山ダムについては、現在、試験湛水が実施されており、一日も早い供用開始を待っているところでございます。

加えて、筑後川の流況安定化に向けて、小石原川ダムの早期供用や筑後川水系ダム群連携事業の事業計画の早期策定について、今後とも関係者とともに要望活動を行い、事業を促進してまいります。

今後、老朽化が進む水道施設や地震等の自然災害への対策などを推進し、将来にわたって福岡都市圏の皆様の快適な生活を支えていくためには、経営基盤の安定化に努める必要があります。

今後とも、効率的な事業運営に努めるとともに、福岡都市圏の皆様に安全で安心な水道用水を安定的に供給していくため、職員一丸となって取り組んでまいります。

それでは、議案第1号から議案第4号につきまして、提案理由を一括して御説明いたします。

まず、議案第1号 令和元年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案でございます。

第2条、業務の予定量につきましては、五ヶ山ダムの供用開始の遅れにより、年間総供給水量を8,888万4,000立方メートル余に、一日平均供給水量を24万2,000立方メートル余に改めるものでございます。

また、設備費の事業費を管路整備事業の減などにより、29億5,882万円余に改めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出でございます。

収入の水道用水供給事業収益は、五ヶ山ダムの供用開始の遅れに伴う給水収益及び長期前受金戻入の減により、1億8,752万円余の減額補正を行うもので、支出の水道用水供給事業費用は五ヶ山ダムに係る管理費負担金等の減及び減価償却費の減により、2億2,266万円余の減額補正を行うものでございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は、管路整備事業費の減に伴う国庫補助金の減により、1億2,309万円余の減額、資本的支出は、水質検査機器購入費の減及び管路整備事業の減などにより、5億1,926万円余の減額補正を行うものでございます。

これにより、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、60億6,201万円余となりますが、損益勘定留保資金等で補填することといたしております。

続きまして、議案第2号 令和2年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案でございます。

まず、第2条、業務の予定量でございます。

令和2年度は、6市6町1企業団1事務組合に対し、年間総供給水量は、9,156万7,000立方メートル余、一日平均供給水量は、25万立方メートル余を予定しております。

次に、主要な建設改良事業といたしまして、設備費は、32億2,504万円余を計上いたしております。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございます。

収入の水道用水供給事業収益は、127億1,021万円余で、これは給水収益などの営業収益、及び構成団体からの補助金や水質検査の受託収益などの営業外収益でございます。

支出の水道用水供給事業費用は、113億7,507万円余で、取水・浄水・送水に係る維持管理経費や減価償却費等の営業費用、及び企業債や水資源機構への割賦負担金に対する支払利息などの営業外費用及び予備費でございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入は、16億2,340万円余で、国庫補助金、構成団体からの出資金などでございます。

資本的支出は、76億2,532万円余で、設備費、償還金などでございます。

この結果、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、60億191万円余となりますが、これにつきましては、損益勘定留保資金等で補填することといたしております。

第5条は、債務負担行為でございます。

債務負担行為をお願いする事項は、2件でございます。

1つ目が、牛頸浄水場整備事業で、期間は令和3年度、限度額は、7億2,000万円でございます。

2つ目は、管路整備事業で、期間は令和3年度及び令和4年度、限度額は、10億5,000万円でございます。

次に、第6条から第8条につきましては、一時借入金の限度額や、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるとともに、構成団体からの補助金の額について記載しているものでございます。

以上が令和2年度予算案でございます。

次に、議案第3号 福岡地区水道企業団企業職員給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

企業団職員の派遣元である福岡市と同様に、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円に引上げ、1万6,000円とするものでございます。

次に、議案第4号 福岡地区水道企業団議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の具体的な公務災害補償基礎額の算定方法について、地方公務員災害補償法に規定する常勤職員の例により、定める額といたすものでございます。

以上、議案第1号から第4号につきまして、提案理由の御説明をさせていただきました。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤 嘉人） これより質疑に入ります。

発言通告者に質疑を許します。7番堀内徹夫議員。

○7番（堀内 徹夫） 登壇 私は、本議会に提案されています議案第1号 令和元年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の補正予算案について、議案第2号 令和2年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案について質問をいたします。

質問の第1は、補正予算案の五ヶ山ダムに係る減額補正と、来年度予算案の五ヶ山

ダムに係る増額等についてです。

五ヶ山ダムは、1988年から30年余をかけて、1,000億円をはるかに超える総事業費で造っている福岡県のダムです。しかし、試験湛水を2016年10月から開始して、2018年度からの供用開始予定がいまだにできていないまま、今年度末までの見通しが立たないことから、今回の補正予算での減額補正となっています。

そこで、まず1点目にお尋ねいたしますが、令和元年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案のうち、営業収益で1億3,944万円の減額補正が行われていますが、この内訳について答弁を求めます。

次に、なぜ試験湛水が終わらないのかという問題についてです。

昨年の決算議会で、構成団体に水道用水が供給できていないのは有効貯水量3,970万トンという過大施設に対する見通しが甘かったのではないですかとお尋ねしましたところ、ダムの貯留は天候に左右されやすいとの答弁でした。五ヶ山ダムができる前の那珂川の河川流量を維持しながら、それ以外に4,000万トンの水をためるということは、なかなか大変なことだと思います。現時点では五ヶ山ダムには85%の貯水がありますが、下流にある南畑ダムの貯水率は、福岡県下のダム最低の34.7%です。この状況では、五ヶ山ダムから南畑ダムに水を移していかなければならず、当面、五ヶ山ダムの試験湛水が終わるということは厳しいと思いますし、本年度の試験湛水完了が無理だとして、本予算議会において減額補正が行われているわけです。これは、天候に左右されるの一言では片づかない構造的な問題、つまり、気象状況や河川の大きさから見ても巨大過ぎるダムを造ってしまった結果だと私は思います。

そこで2点目として、改めてお尋ねいたしますが、試験湛水が完了予定から丸2年間経過しても終わらない原因を現時点でどのように見ておられますか。

また、完了していないことによる構成団体の住民への重大な支障が出ているのか、お尋ねいたします。

あわせて、3点目として、五ヶ山ダムの構造についてお尋ねいたします。

五ヶ山ダムは、治水、不特定、上水、渇水対策のダムだと企業団ホームページには記載されています。つまり、大量に雨が流れるのを防ぐ洪水防止、必要な水を流す河川環境維持、構成団体への水供給、それと渇水対策だというものです。来年度の供用開始を前提にして、予算案には用水供給料金や長期前受金戻入等の収入が増えています。

そこで、お尋ねいたしますが、五ヶ山ダムが想定している最大流入量は幾らですか、答弁を求めます。

また、仮に五ヶ山ダムの供用開始後の満水状態のときに洪水調整容量を超える水が

流入してきたときには、ダムはどれだけの量の水を排水することになりますか、答弁を求めます。

さらに、五ヶ山ダムの各種容量について答弁を求めます。

質問の第2は、来年度予算案の海水淡水化センターに係る費用についてです。

先ほど企業長の説明では、海水淡水化センターについて方向性も検討していくということでございました。海水淡水化センターは、2005年、市民の反対の声を押し切って、渇水対策を名目に、大企業の仕事づくりとして、総事業費408億円を投じて、日量最大5万トンの過大施設を整備、供用したものです。ところが、5万トンどころか、毎年どんどん減少しており、昨年度の供給水量は日量1万8,481トンと2万トンをとうとう大きく割り込んでしまっています。昨年11月22日に私どもは現地を視察させていただきました。その折、午前9時からの生産水量が私どもが視察に行った午後4時過ぎの時点では、電光掲示板は2,532トンという数字を目にしたわけですが、私はその場で担当者にお聞きしましたら、その日の生産目標は日量1万トンだということでした。

また、水の生産ラインは、現場では5本ありましたが、そのとき使っていたラインは2本だけでした。私には水は余っているし、施設が大き過ぎるのが実感できた視察となりました。もはや稼働するだけもったいない施設だと言われ始めているのもうなずけます。

そこで、1点目として、海水淡水化センターの施設についてお尋ねいたします。

海水淡水化センターのかかる費用は、年間で総額幾らなのか、答弁を求めます。

また、海水淡水化センターからの給水原価は幾らですか。

さらに、年間生産水量は幾らですか、答弁を求めます。

2点目として、海水淡水化センターの施設の更新計画についてお尋ねいたします。

来年度の事業費は幾らなのか、答弁を求めます。

また、その委託内容についてお答えください。

以上で1問目を終わり、2問目以降は自席にて行わせていただきます。

○議長（伊藤 嘉人） 池見総務部長。

○総務部長（池見 雅彦） まず、私から、令和元年度補正予算案におけます営業収益の減額の内訳と令和2年度予算案におけます海水淡水化センターの事業費等の御質問についてお答えをさせていただきます。

補正予算案における営業収益の減額などの内訳につきましては、五ヶ山ダムの供用開始の遅れにより、供給水量292万立方メートルが減となるため、使用料金3,187万円を減額し、また、那珂川からの取水・浄水費用が不要となることから、その費用相当

額 1 億 756 万円余について、各構成団体の基本料金から減免を行うものでございます。

なお、営業外収益につきましては、五ヶ山ダム整備のために受け入れました国庫補助金にかかる長期前受金戻入 4,808 万円を減額するものでございます。

次に、海水淡水化センターの事業費等につきましては、動力費などの維持管理費に、減価償却費などを加えた令和 2 年度予算案におけます海水淡水化センターの事業費は、税抜きで 26 億 3,449 万円余といたしており、供給水量は 1,084 万立方メートル、一日平均供給水量は、2 万 9,701 立方メートル、給水原価は、税抜きで 1 立方メートル当たり 243 円といたしております。

以上でございます。

○議長（伊藤 嘉人） 宮崎施設部長。

○施設部長（宮崎 幸雄） 次に、私から、五ヶ山ダムと海水淡水化センターの御質問にお答えいたします。

五ヶ山ダムの試験湛水が終わらない原因についてのお尋ねでございますが、五ヶ山ダムの供用開始につきましては、平成 28 年 10 月の試験湛水開始時には、福岡県からは平年並みの降雨があれば、平成 30 年度の供用開始と聞いておりました。

しかしながら、ダムの貯留は、天候に左右されるものであり、試験湛水開始後の降雨が平年に比べ少なかったことから、平成 30 年度での供用開始には至っておりません。

また、昨年につきましても、降雨が少なかった影響により渇水となりましたが、8 月末には常時満水位まで回復し、非洪水期となる 10 月 21 日からは洪水調節容量への貯留を行っているところでございます。

次に、五ヶ山ダムの供用開始の遅れにより、構成団体や住民への支障が出ていないのかのお尋ねでございますが、構成団体に対しましては、試験湛水の状況を適宜報告し、御理解を頂いております。

供用開始が当初より遅れていることで、構成団体によっては、それぞれの自助努力で対応されているところでございます。

次に、五ヶ山ダムの構造に関するお尋ねでございますが、想定されている最大流入量は、100 年に 1 回の確率で起こり得る降雨において、毎秒 440 立方メートルとなっております。

また、容量を超えて越流する場合の排出可能な最大量は、常用洪水吐きから毎秒 84 立方メートル、非常用洪水吐きから毎秒 626 立方メートル、合わせて毎秒 710 立方メートルとなっております。

五ヶ山ダムの各種容量につきましては、渇水対策容量が 1,660 万立方メートル、利水容量が 1,510 万立方メートル、洪水調節容量が 800 万立方メートル、堆砂容量が 50 万立

方メートルとなっております。

次に、海水淡水化センターの施設更新に関する令和2年度の検討委託の内容と金額についてのお尋ねでございますが、これまで調査検討を行ってきた複数のモデルケースにつきまして、工事のスケジュールの精査、工事期間中の運転方法の検討などを行い、モデルケース間の比較評価を行うこととしております。

また、令和元年度に引き続いて、UF膜の省略調査も行います。

金額につきましては、3,041万円余でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 嘉人） 7番堀内徹夫議員。

○7番（堀内 徹夫） まず、五ヶ山ダムについてです。

営業収益中、給水収益についての補正額1億3,944万円は、五ヶ山ダムにかかる使用料が3,187万円、それから、五ヶ山ダムの試験湛水にかかる基本料金の減免にかかる1億756万円によるものだという事ですね。また、営業外収益の長期前受金戻入のうち、五ヶ山ダムにかかる分が4,808万円だということでした。予定どおり五ヶ山ダムが完成していれば、必要のない補正だということですね。

一方で、試験湛水が完了しない原因は、天候や気象の問題だと言われ続けました。降雨が少なかったからなどと言われましたけど、また、五ヶ山ダムが予定どおりに完成できていないことで、構成団体の住民への重大な支障は出ているかとお聞きしたんですけど、別に特段、それはそれぞれの自助努力で対応されているという答えでした。

福岡地区水道企業団としては、各構成団体が必要とする供給量を確保するためにこのダムを造ったという立場なのでしょう。しかし、それは42年前の想定でしょう。過去に想定していたことが間違っていることを想定しなければならない気候変動が目の前にあるのです。

そこで、1点目、お尋ねいたしますが、五ヶ山ダムはそもそも造らなくてよかったのではないですか。そして、巨大なダムを造ってしまったことへの反省こそするべきではありませんか。明確な答弁を求めます。

次に、五ヶ山ダムの利水と治水の問題についてです。

この問題は決算議会でもお聞きいたしました。その後の日本各地で起きた水害をめぐって、とても大事な問題になってきているので、本予算議会でも引き続きお尋ねしていきたいというふうに思います。

先ほどの答弁で、五ヶ山ダムの最大流入量は毎秒440トン、排水量が毎秒、一番上まで行ったときですね、710トンということでした。100年に1度の雨が降った場合、毎秒440トンが五ヶ山ダムには流入してくるわけですね。ダムの洪水調整容量は

800万トンですから、この毎秒440トンの流入してくる水を貯留してダムが満杯になったら毎秒710トンの水を放流しますよというのが先ほどの説明だったと私は受けとめています。

ダムといえば、黒部ダムのように、ダムのど真ん中にゲートがあって放水することを連想される方も多いと思うんですけど、五ヶ山ダムに行かれた方はお分かりのように、このダム堤にはゲートはありません。したがって、ゲートを開け閉めする必要がないので、現地には職員は誰もいません。五ヶ山ダムの管理事務所は南畑ダムと同じ管理事務所が南畑ダムの堤体の奥にあるわけですね。だから、五ヶ山ダムには人がいないんですよ。ダムにゲートがなくて、満水になれば洪水吐きから水があふれるという単純な構造になっております。もちろん、下からは毎秒16トンの水を出せるということは構造上知っております。五ヶ山ダムがもしも空っぽであったとき、毎秒440トンの流入が丸一日起きれば、ダムはどうなるか。これは440掛け60掛け60掛け24なんですよ。3,800万トンになるんです。つまり、五ヶ山ダムは一気にほぼ満杯状態になるんです、全く水がなくても。

全国各地で、今年の台風などの影響の豪雨でダムがいっぱいになったとか、それからまた、緊急放流したとかいうニュースが報道されましたよね。私どもも昨年、八ッ場ダムを見に行き、一夜にしてこれは満杯になったんですよという話も現地で聞かされました。驚かされました。あそこは1億トンですから。

それで、五ヶ山ダムの洪水調整量は、先ほどの答弁のように800万トンしかありません。最大流入量、毎秒440トンの流入があったとき、およそ5時間でいっぱいになる量なんですよ。5時間でいっぱいになる量といえば、福岡県下でこの間起きている水害のことを考えれば、当然あり得る話なんですね。ですから、起こり得る話なんですよ。

先ほどの答弁で、利水容量が1,510万トンで、渇水対策容量も含めて利水が合計で3,200万トンだというのが五ヶ山ダムの容量だという説明がありました。一方で、治水である洪水調整容量は800万トン。この3,200万トンと800万トンの割合がおかしいんじゃないかというのは私が決算議会のときから言っていることで、しかもこれは22年前につくられた計画なんですよ。この計画には大きな問題があります。

近年、毎年のように北部九州では100年に1度のクラスの雨が降り、災害に見舞われています。大きな河川ではない那珂川に、南畑ダム、脊振ダムに続けて、五ヶ山ダムが完成しようとしています。河川の整備、つまり、河道自体の整備ですね、これが県議会でのやり取りではまだ完成していないわけですよ。

なぜ那珂川の河川整備が遅れているのか。これは調べてみますと、県議会の中でもやり取りがあっていますが、那珂川は2009年の豪雨で、那珂川市の一部と中央区で

溢水しましたが、河川整備計画で治水目的もある五ヶ山ダムを建設中だったために、那珂川の河川改修から五ヶ山ダムの治水能力を差し引いた事業にするようにと国からの指示が出ているんです。つまり、那珂川では河道整備にお金を使う分から五ヶ山ダムを造っている分が差し引かれていて、予算が組めなかったんですよ。

一方、2003年の豪雨で大きな被害を出した福岡市の御笠川は、5年間の河川改修整備計画がその当時はダム建設事業がなかったことで順調に進み、2009年の水害ではほとんど被害が出ませんでした。それは関係者の皆さんが本当に努力された結果だというふうに思うんですけど、予算はきちんとついていたわけですよ。福岡地区をほぼ並行して流れるこの2つの川での違いがくっきりしてきているんです。

そういうわけで、五ヶ山ダムが洪水を抑えることができなければ、御笠川のように河川整備が完了していない那珂川では、洪水が起きることが十分に想定できます。那珂川での洪水は、天神地区や博多駅地区の大浸水を起こすことになると、ハザードマップは明確に記しています。

そこで、2点目としてお尋ねいたしますが、福岡地区水道企業団が、構成団体が必要とする水源開発を多額の費用をかけてやってきたのだから、現在の計画を守らないといけないという立場から、利水に3,200万トン、治水に800万トンというダムの容量を見直さないまましていると、結果として渇水対策で造った超大型ダムが都心部での大洪水を引き起こすダムになる可能性があるのではないですか、御所見をお伺いいたします。

さらに、仮に毎秒710トンの放水が五ヶ山ダムから行われた場合、たとえ南畑ダムが空っぽであっても、約2時間で満水になります。そういうわけですから、その後、放水が続けば、那珂川が氾濫し、ハザードマップで示されているように、天神地区、博多駅地区が大きく浸水し、都市機能が麻痺し、大災害を引き起こすことが想定されるのではないですか、御所見をお伺いいたします。

あわせて、緊急に3,200万トンの利水分が必要ないことを構成団体と協議を行い、各容量の見直しをするよう、河川管理者の県へ強く要請すべきではありませんか、答弁を求めます。

次に、海水淡水化事業についてですが、26億円で水を作るという答弁でした。昨年度の決算では、1トン370円の給水原価に年間生産水量の675万トンを掛けると25億円になります。この給水原価は、海淡以外の水系78円の約5倍に当たります。平成30年度決算の給水原価では、海淡が370円、海淡以外が78円となっていますから、5倍なんです。

ところが、供給単価は海水淡水化事業であれ、それ以外の水系であれ、同じく、先

ほど115円というのが資料に出てきていますので、海水淡水化センターの年間生産水量の675万トンを掛け合わせますと、約8億円、つまり、海水淡水化センターで25億円で作った水を、8億円で売っているということになるわけです。そうしますと、毎年17億円の差し引きで赤字だと。これが15年間続いているわけですから、累積では200億円を超える赤字だということになってまいります。しかも、水が余っているから、割高の海水淡水化センターの生産水量をあなた方は落としてきているわけでしょう。

お尋ねいたしますけれども、運用すれば運用するほど多大な出費となる海水淡水化センターは、これ以上動かす必要が全くないと思いますけど、答弁を求めます。

2点目に更新問題です。3,000万円かけて委託し調査するんだという答弁でした。海水淡水化センターでの生産水量は、2013年以降、過去6年間、日量2万2,000トンを超えたことはありません。これは施設能力の44%ということですよ、2万2,000トンとして。さらに、2018年度の決算での生産水量の日量は1万8,481トンでしかなく、施設能力の実に37%しかありません。これはもう、現施設の施設能力を100%稼働するために設備の更新をすることは全く必要のない話ではありませんか。

ましてや、福岡地区の水は大幅に余っています。大山ダムの供給開始で、施設能力は日量30万2,800トンとなり、これに五ヶ山ダムが供用開始すれば、31万2,800トンとなります。構成団体への協定水量は24万5,000トンであり、十分に足りています。したがって、海水淡水化センターは2025年から3年間かけて153億円もかけて設備を一括更新するなんていう巨額な投資は全く必要ないと思いますけど、答弁を求めて、2問目の質問を終わります。

○議長（伊藤 嘉人） 宮崎施設部長。

○施設部長（宮崎 幸雄） まず、五ヶ山ダム関連の御質問にお答えいたします。

巨大なダムを造ったことについて反省すべきとの御意見にでございますが、近年は異常気象の増加により、長期間降雨がない状況が続くことによる渇水や、集中豪雨による洪水被害といった、生命や財産を脅かす自然災害が発生するようになってきております。

五ヶ山ダムは、これらの水害や渇水の被害を軽減し、福岡都市圏の安全・安心な生活を守ることを目的に建設されているものでございます。

当企業団は、構成団体が必要とする供給水量を確保するため、五ヶ山ダムの新規開発を行っており、多様な水源の一つとして水道用水の安定供給に寄与するため必要であると考えております。

次に、五ヶ山ダムの計画を見直すべきとの御意見でございますが、五ヶ山ダムは、福岡県が策定した那珂川水系河川整備基本方針に基づき、100年に1回の確率で起こり

得る降雨に対応できる施設として建設がされていると聞いております。

那珂川の治水につきましては、福岡県において適切な対策を講じられるものと考えております。

次に、五ヶ山ダムの容量の見直しを県に要望すべきとの御意見でございますが、五ヶ山ダムは、水害や渇水の被害を軽減し、福岡都市圏の安全・安心な生活を守ることを目的に建設されており、その中で企業団が確保している利水容量260万立方メートルと渇水対策容量44万立方メートルは、水道用水の安定供給には欠かすことのできないものと考えております。

次に、海水淡水化センター関連の御質問にお答えいたします。

海水淡水化センターを動かす必要はないのではないかと御意見でございますが、水の安定供給を図るには、多様な水源を確保することが重要であり、海水淡水化センターは安定供給に欠くことのできない施設であります。

1年間を通して供給水量を満たし、事故や工事などによる筑後川での取水制限への備えとして、海水淡水化センターが今後も必要と考えております。

なお、令和元年度は渇水となったため、渇水期には日量最大5万立方メートルのフル運転を行っております。

次に、海水淡水化センターへの巨額な投資はやめるべきではないかと御意見でございますが、海水淡水化センターは、渇水時など筑後川からの取水が制限される場合におきましても、天候に左右されない多様な水源の一つとして水の安定供給に寄与しており、必要な施設であると考えているため、今後も適切に維持、更新を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 嘉人） 7番堀内徹夫議員。

○7番（堀内 徹夫） まず、五ヶ山ダムについてです。

巨大なダムを造ったことへの反省もなければ、ダムの容量の見直しも今のところ県がするんじゃないですかというような話でございました。しかも、洪水によって福岡のまちが、博多のまちがどうなってしまうかという想像力もまるでないような感じの答弁です。

五ヶ山ダムでは、渇水対策容量と利水容量が洪水調整容量を大きく上回っているんですね。3,200対800という話でさせていただいています。しかも、22年前の計画だというふうに繰り返し言っているんです。今日の気象変動と北部九州における毎年の実績雨量から見れば、800万トンの洪水調整容量ではあまりにも小さ過ぎると誰もが思うのではないのでしょうか。

一 昨年 of 西日本豪雨災害で、岡山県倉敷市真備町の災害検証では、発災前日の午後 to 気象庁が行った緊急記者会見後、すぐに新成羽川ダムが事前放流をしていたならば、水害は防げた to 分析をされています。それを受けて、昨年 1 月、自治体などの要請を受けて、新成羽川ダムの事業者である中国電力は、洪水被害軽減に向けて、ダムの運用を見直すための技術検討会を立ち上げ、新成羽川ダムにおける治水協力について to いう発表を行い、事前放流を表明しました。利水ダムが事前放流を行うことは画期的なことであり、事前放流の有効性を指摘してきた地域住民や自治体などの運動の成果であり、洪水防止に向けた大きな一歩である to 言われています。これは、各地でやっぱり裁判まで今年になって起き始めているんですよ。ダムというのが結局そういうものである to いうことが住民に分かった一つの出来事でした。

一方、昨年 of 台風 19 号では、東北・関東・甲信越地方の 6 つのダムが緊急放流を行いました。長野県天竜川 of 美和ダム、神奈川県相模川 of 城山ダム、栃木県那珂川 of 塩原ダム、茨城県久慈川 of 竜神ダムと大北川 of 水沼ダム、福島県鮫川 of 高柴ダムです。そのうち、事前放流を行ったのは 2 つのダムだけでした。この事態を受けて、国が動き始めたんですね。

内閣官房のもとに、11月26日、全国全てのダムを対象にした既存ダムの洪水調整機能強化に向けた検討会議が発足されています。この会議では、洪水が予測された場合、事前に貯留水を放流し、水位を下げる事前放流を実施できるように、既存ダムの運用方法の改善について検討していく to して、菅官房長官は次のようにこの会議を締めくくっています。台風 19 号を初め to した一連の豪雨は、広範な地域において甚大な被害をもたらした。全てのダムの貯水容量のうち、水害対策に使える洪水調節容量は 3 割にとどまっている。近年の水害の激甚化を踏まえ、この会議において、国内 1,460 の全てのダムの運用を検証し、洪水調整機能を早期に強化すること to する。まずは、国交省を中心に関係省庁において、利水容量を洪水調整に利用できるように、水系ごとの工程表の作成をお願いする。その上で、来年の夏には、つまり今年 of 夏には、水系ごとに既存ダムを最大限活用した新たな運用を開始し、国内全体の治水機能が強化できるように、政府一体 to となって取組をお願いすると。これは菅官房長官が言われているんです。これは私が昨年 8 月 of 決算議会で、この場で要望し、本日ただしてきたこと to 全く同じことを言うておられるわけですよ。それだけやっぱり洪水に対する問題は、ダムを管理している以上、利水者の皆さんと協議しながら、やらなきゃ駄目だ to ということなんですね。

現在の五ヶ山ダムの利水容量と治水容量の計画では、渇水対策 of 巨大ダムが、巨大な洪水を都心部で引き起こすこと to になりかねないわけです。先ほど五ヶ山ダムが利水

の関係でおよそ300万ちょっとの形で欠かせないダムだという形で言われましたけど、それは福岡地区水道企業団の持分のことを言われているわけであって、私は利水の権利がある利水団体である構成団体の皆さんと一緒に、やっぱりしっかり協議して、本当に水がここまで要るのかということを重ね重ね協議した上で、3,200万トンと800万トンとの関係进行处理していかなきゃいけないですよということをずっとこの半年間言い続けているんです。

そこで、最後に企業長にお尋ねいたしますけど、五ヶ山ダムの利水容量と治水容量を見直すことを福岡地区水道企業団として利水団体である構成団体と協議し、始めなければならぬ時期に来ており、現在のダム計画は抜本的に見直しが必要だと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、海水淡水化センターについてです。

動かす必要がないのではと聞きまして、去年は5万トン生産していますよという話をされました。絶対に要るんだというお硬い答弁ですね。それは、大きなダムをたくさん造り、海水淡水化センターを稼働させるという20年前の福岡地域広域的な水道整備計画による過大な見積もりを頑なに守り、状況が変わってきていることを機敏に捉えることもせずにやっている答弁としか私は思えません。そして、20年前の計画を現時点で大きく見直す必要もあることを改めて私はこの場で発言をしておきたいというふうに思うんです。

海水淡水化センターは、現時点で動かす必要もなければ、ましてや更新する必要も数字的にはありません。海水淡水化センターは、安らかに20年間の役目を終えようとしています。日量5万トンも生産できる能力を持ちながら、最近ではずっと5分の3はいつもお休みという状況で来ているわけですから、福岡地区水道企業団としてやるべきことは、福岡導水の施設の改良、更新もあります。牛頸浄水場等の設備更新もあります。大規模地震に備えた耐震化等もあります。したがって、海水淡水化施設は更新せずに廃止し、全面的な水道用水、供給事業の見直しを今こそするべきだと思いますが、最後に企業長の答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（伊藤 嘉人） 諫山企業長。

○企業長（諫山 和仁） まず、五ヶ山ダムに関する御質問にお答えいたします。

五ヶ山ダムにつきまして利水容量と治水容量を見直すべきとの御意見でございますけれども、五ヶ山ダムは、水害や渇水の被害を軽減し、福岡都市圏の安全・安心な生活を守ることを目的に建設され、その中で確保される利水容量は、水の安定供給に欠くことのできないものであります。

また、利水容量から治水容量への転用につきましては、渇水のリスクを高めること

が懸念されます。

一方、国においては、昨年の台風19号を踏まえて、既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針を定め、ダムの運用方法について検討が行われているところであります。

国や県におきまして、適切な治水対策が進められるものと考えておりますけれども、河川管理者等から協議や要請があった場合については、企業団としても安定供給を考慮しながら、水源地域の治水に可能な範囲で協力してまいります。

次に、海水淡水化センターに関する御質問にお答えいたします。

更新せずに廃止し、全面的な用水供給計画の見直しをすべきとの御意見でございますけれども、海水淡水化センターは、筑後川に多くを依存する福岡都市圏の自助努力の一つとして建設したものであります。

筑後川は流況が安定しておらず、流域内では毎年のように水不足が発生しており、特に昨年は少雨のため企業団も渇水対策本部を設置するとともに、海水淡水化センターをフル稼働させ、筑後川の回復傾向が見られるまで日量5万立方メートルの生産を行うなど対応を行ったところであり、流域外である福岡都市圏は今後とも自己水源の確保は重要であると考えております。

海水淡水化センターにつきましては、天候に左右されず独自に運用が可能であるなど、都市圏にとって重要な施設であり、新技術の導入も視野に入れながら検討を行っており、今後、更新の方向性を判断していくことといたしております。

当企業団といたしましては、既存施設の更新や地震対策による強靱化を進め、安全で良質な水道用水を安定的に供給するとともに、それらを支える安定経営の持続に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（伊藤 嘉人） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、議員全員で構成する条例予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 嘉人） 御異議なしと認めます。よって、本案については、議員全員で構成する条例予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、明4日の午後1時に開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

(第 1 日)

直ちに条例予算特別委員会を開きますので、議員の皆さんは委員会室にお入り願います。

午後 3 時 30 分 散会

(第 2 日)

令和 2 年 2 月 4 日 (火)

令和 2 年 第 1 回 福岡 地区 水道 企業 団 議会 定 例会

議 事 日 程 (第 2 号)

2 月 4 日 午後 0 時 4 5 分 開 議

第 1 議案 第 1 号 ないし 議案 第 4 号

本日の会議に付した事件

1 日程 第 1

出 席 議 員 (1 5 名)

1 番	伊	藤	嘉	人
2 番	今	林	ひ	であき
3 番	松	野		隆
4 番	高	木	勝	利
5 番	田	中	し	んすけ
6 番	田	中	た	かし
7 番	堀	内	徹	夫
8 番	藤	本	頭	憲
9 番	森		あ	やこ
1 0 番	高	原	良	視
1 1 番	江	頭	大	助
1 2 番	古	賀	ひ	ろ子
1 3 番	丸	山	真	智子
1 4 番	花	田	鷹	人
1 5 番	田	原	耕	一

欠 席 議 員 (0 名)

説明のため出席した者

企 業 長	諫 山 和 仁
副 企 業 長	橋 本 淳
総 務 部 長	池 見 雅 彦
施 設 部 長	宮 崎 幸 雄

職務のため出席した事務局職員

議会事務局次長 榑 井 功 二
書 記 御 幡 弘 信

午後 0 時 45 分 開議

○議長（伊藤 嘉人） これより本日の会議を開きます。

日程第 1、議案第 1 号ないし議案第 4 号、以上 4 件を一括して議題といたします。

この際、委員長の報告を求めます。条例予算特別委員会委員長、田中しんすけ議員。

○条例予算特別委員会委員長（田中 しんすけ）登壇 ただいま議題となっております議案第 1 号ないし議案第 4 号について、条例予算特別委員会における、審査の経過及び結果を御報告いたします。

本委員会は、2 月 3 日に設置され、その日の委員会において、正副委員長の互選を行い、本日付託を受けました 4 議案について、当局の詳細な説明を求め、鋭意、慎重に審査検討を重ねました結果、議案第 1 号ないし議案第 4 号については、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で、特に論議され、意見、要望がありましたのは、次の諸点であります。

会計年度任用職員制度の導入については、適正に運用するとともに、安定した働き方ができるように求める。

五ヶ山ダムについては、洪水対策に関する国の動きを踏まえ、利水者として関係機関と協議されたい。

企業団の供給水量については、都市圏の将来の水需要を把握しながら、適正化について検討されたい。

住居手当に係る条例改正については、不利益を被る職員がいることから認められない。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤 嘉人） 本案に対し討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○議長（伊藤 嘉人） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

次に、議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに、決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○議長（伊藤 嘉人） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○議長（伊藤 嘉人） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○議長（伊藤 嘉人） 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、諫山和仁企業長から今年度末をもって4年の任期が満了となることに伴い、挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。諫山和仁企業長。

○企業長（諫山 和仁）登壇 私ごとではございますけれども、本年3月末をもちまして4年の任期が満了となりますので、お許しを頂きまして一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

私は平成28年4月に企業長に就任し、以来、構成団体の皆様に安全・安心な水道用水を安定して供給することに全力を傾けてまいりました。今日まで大過なく務めさせていただきただけでも、議員の皆様方、また、首長を初めとする構成団体の皆様の御厚情のたまものと深く感謝いたしております。

これからも企業団は、福岡都市圏の住民が安心して生活できるよう、安全で良質な水道用水を安定的に供給することを使命として取り組んでまいります。引き続き、企業団に対する御指導、御鞭撻を頂きますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方の御健勝を心よりお祈り申し上げまして、私のお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

(第 2 日)

(拍 手)

○議長（伊藤 嘉人） 以上で、今期定例会の議事は全部終了いたしました。

これをもって令和2年第1回福岡地区水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後0時50分 閉会

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は、付託議案審査の結果、議案第1号ないし議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

令和2年2月4日

福岡地区水道企業団議会

議長 伊藤 嘉人 様

条例予算特別委員会

委員長 田中 しんすけ

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 嘉 人

議 員 田 中 た かし

議 員 丸 山 真 智 子